



鳥取県公報

平成13年 4月13日(金)
第 7 2 7 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	字の区域の変更 (268) (市町村振興課)	1
	平成12年鳥取県製造業流通調査要綱 (269) (統計課)	2
	特定計量器の定期検査の実施 (270) (経済通商課)	3
	土地改良区の役員の就退任 (271) (耕地課)	4
	県営土地改良事業の工事の完了 (272) (")	5
	国土調査の成果の認証 (273) (")	5
	県道の区域の変更 (274) (道路課)	5
	県道の供用の開始 (275) (")	6
選管告示	鳥取県選挙管理委員の退職の承認 (23)	6
公 告	少年指導委員の委嘱 (警察本部生活安全企画課)	7
正 誤	平成13年 3月27日付鳥取県告示第196号中訂正	8

告 示

鳥取県告示第268号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第260条第 1 項の規定に基づき、関金町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第 2 項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、関金町 (大字安歩及び大字大鳥居の各一部) の地籍図及び地籍簿の国土調査法 (昭和26年法律第180号) 第19条第 2 項の規定による認証の日からその効力を生ずる。

平成13年 4月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

区域を変更する字の名称	同左の区域 (平成12年12月 1 日現在の地番による。)
大字大鳥居字ゴゴロ	大字大鳥居字ゴゴロのうち1254の 2、1254の 3 及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字大鳥居字八王子前	大字大鳥居字ゴゴロ1254の 2、1254の 3 及びこれらと一体をなす国有地 大字大鳥居字八王子前の全域
大字大鳥居字下河原	大字大鳥居字下河原のうち91の 4、91の19、95の 5 以外の区域

	大字大鳥居字金谷渡97の1、97の6、98の1、98の4、100の1、100の5、100の6、105の3
大字大鳥居字金谷渡	大字安歩字金谷渡り394の1
	大字大鳥居字下河原95の5
大字大鳥居字地堂	大字大鳥居字金谷渡のうち97の1、97の6、98の1、98の4、100の1、100の5、100の6、105の3以外の区域
	大字大鳥居字下河原91の4、91の19
大字大鳥居字山根	大字大鳥居字地堂の全域
	大字大鳥居字山根のうち259の3、259の4以外の区域
大字大鳥居字屋敷通	大字大鳥居字屋敷通671の1、672の6
	大字大鳥居字山根259の3、259の4
大字大鳥居字中野田	大字大鳥居字屋敷通のうち671の1、672の6以外の区域
大字大鳥居字朝干前	大字大鳥居字中野田のうち927以外の区域
大字大鳥居字朝干	大字大鳥居字朝干前のうち954の3以外の区域
大字大鳥居字新林	大字大鳥居字朝干のうち975の2、975の3、1622、1623以外の区域
	大字大鳥居字新林のうち1067の8、1067の23、1067の26、1067の29、1067の44以外の区域
大字大鳥居字下朝干	大字大鳥居字朝干1622、1623
	大字大鳥居字下朝干の全域
大字大鳥居字上朝干	大字大鳥居字朝干前954の3
	大字大鳥居字朝干975の2、975の3
大字大鳥居字ウナ谷	大字大鳥居字上朝干の全域
	大字大鳥居字中野田927
大字大鳥居字仙隠	大字大鳥居字ウナ谷の全域
大字大鳥居字新林峯	大字大鳥居字仙隠のうち1018の3以外の区域
	大字大鳥居字新林1067の8、1067の23、1067の26、1067の29、1067の44
	大字大鳥居字仙隠1018の3
	大字大鳥居字新林峯の全域
	大字安歩字壺里塚877の1、877の2及びこれらと一体をなす国有地
大字安歩字金谷渡り	大字安歩字金谷渡りのうち394の1以外の区域
大字安歩字壺里塚	大字安歩字壺里塚のうち877の1、877の2及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

鳥取県告示第269号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）の規定に基づき、平成12年鳥取県製造業流通調査要綱を次のとおり定めたので、同条例第2条の規定により告示する。

平成13年4月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

平成12年鳥取県製造業流通調査要綱

1 調査の目的

この調査は、鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づき、県内と県外との商品流通状況を

明らかにし、平成12年鳥取県産業連関表を作成するための基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の範囲

この調査は、知事が別に定める方法によって抽出した事業所について行う。

3 調査の実施期間

平成13年5月1日から同月31日までとする。

4 調査の方法

この調査は、知事が別に定める調査票により郵送調査の方法で行う。

5 調査事項

この調査は、次に掲げる事項について行う。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 従業者数
- (3) 品目別製造品受払額
- (4) 消費地域別出荷内訳

6 調査の対象となる期間

この調査の対象となる期間は、平成12年1月1日から同年12月31日までの1年間とし、これにより難しい場合は、この期間を最も多く含む事業年度の期間とする。

7 調査票の提出期限及び提出先

この調査の調査票は、平成13年5月31日までに知事に提出するものとする。

8 結果の公表

この調査の結果の公表は、平成12年鳥取県産業連関表の公表をもってこれに代える。

鳥取県告示第270号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成13年4月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に掲げる特定計量器

実施区域	実 施 期 間	実 施 場 所
日 野 郡	平成13年5月14日から平成14年3月29日まで	当該特定計量器の所在の場所

2 1の特定計量器以外の特定計量器

実施区域	実 施 期 日	実 施 時 間	実 施 場 所
日 野 郡 日 南 町	平成13年5月14日	午前9時30分から午前10時まで	日野郡日南町上石見723 - 1 日南町他目的集会施設石見センター
〃	〃	午前11時から午前11時30分まで	日野郡日南町矢戸1164 - 1 日南町高齢者生産活動センター
〃	〃	午後1時から午後1時30分まで	日野郡日南町茶屋4169 - 3 日南町山上会館
〃	〃	午後2時から午後2時30分まで	日野郡日南町阿昆縁1238 - 1 日南町阿昆縁会館

"	"	午後3時から午後3時30分まで	日野郡日南町印賀958 日南町公民館大宮支館
"	平成13年5月15日	午前9時30分から午前10時まで	日野郡日南町多里782-2 日南町農村情報センター桜ヶ瀬会館
"	"	午前11時から午後2時まで	日野郡日南町生山357 日南町役場仮庁舎
日野郡 日野町	平成13年5月16日	午前11時から正午まで	日野郡日野町黒坂1243-1 日野町公民館
"	"	午後1時から午後3時まで	日野郡日野町根雨130-1 日野町山村開発センター
日野郡 江府町	平成13年5月17日	"	日野郡江府町大字洲河崎62 江府町運動公園総合体育館
日野郡 溝口町	平成13年5月18日	"	日野郡溝口町長山275 溝口町立町民体育館
日野郡	平成13年5月28日	"	日野郡日野町根雨101 日野町山村開発センター
"	平成13年6月1日 から同月29日まで	午前9時から午後4時まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済通商課計量係

鳥取県告示第271号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり八頭中央土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成13年4月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した役員の氏名及び住所

理事 中 川 竹 治 八頭郡船岡町大字郡家304
 " 沢 田 弘 見 八頭郡郡家町大字米岡189
 " 梶 川 昭 基 八頭郡河原町大字高福215
 " 田 中 寿 信 八頭郡河原町大字三谷131
 " 津 須 健 一 八頭郡船岡町大字船岡1128
 " 平 木 行 温 八頭郡郡家町大字西御門131
 監事 蓮 佛 寛 治 八頭郡河原町大字山手431
 " 宮 田 範 明 八頭郡郡家町大字石田百井55
 " 岩 城 義 信 八頭郡船岡町大字船岡459

平成13年3月31日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 中 川 竹 治 八頭郡船岡町大字郡家304
 " 梶 川 昭 基 八頭郡河原町大字高福215
 " 石 川 雄 光 八頭郡郡家町大字花272
 " 奥 田 隆 雄 八頭郡郡家町大字池田295

“ 猪 本 正 己 八頭郡郡家町大字石田百井72
 “ 岩 城 正 一 八頭郡郡家町大字船岡300
 “ 三 木 善 市 八頭郡郡家町大字三谷140
 監 事 蓮 佛 寛 治 八頭郡河原町大字山手431
 “ 岩 城 義 信 八頭郡船岡町大字船岡459
 “ 下 田 良 仁 八頭郡郡家町大字市谷420
 平成13年4月1日就任 任期4年

鳥取県告示第272号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成13年4月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

土 地 改 良 事 業 の 名 称	工事完了年月日
県営ため池等整備事業峠ノ池地区ため池等整備	平成9年12月25日
県営ため池等整備事業長竜寺谷地区ため池等整備	平成10年3月24日

鳥取県告示第273号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成13年4月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
米子市	平成11年度及び平成12年度	米子市（富益町の一部）の地籍図及び地籍簿	米子市富益町の一部	平成13年4月13日
関金町	平成8年度から平成12年度まで	関金町（大字安歩及び大字大鳥居の各一部）の地籍図及び地籍簿	東伯郡関金町大字安歩及び大字大鳥居の各一部	”
溝口町	平成10年度から平成12年度まで	溝口町（荘の一部）の地籍図及び地籍簿	日野郡溝口町荘の一部	”

鳥取県告示第274号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成13年4月13日から2週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成13年4月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

路 線 名	変 更 前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
如来原御机線	変更前	日野郡江府町大字御机字西荒堀1047 - 1 地先から同大字字 龍王殿459 - 1 地先まで	5.0 ~ 10.0	827.0
	変更後	日野郡江府町大字御机字西荒堀1047 - 1 地先から同大字字 三階平430地先まで	17.4 ~ 80.8	802.0
		日野郡江府町大字御机字西荒堀197 - 2 地先から同大字字 龍王殿459 - 1 地先まで	5.0 ~ 9.0	736.0

鳥取県告示第275号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成13年4月13日から2週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成13年4月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

路 線 名	区 間	供用開始の期日
如来原御机線	日野郡江府町大字御机字西荒堀1047 - 1 地先から同大字字三階平430 地先まで	平成13年4月13日

選挙管理委員会告示**鳥取県選挙管理委員会告示第23号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第185条第2項の規定に基づき、鳥取県選挙管理委員の退職を承認したので、鳥取県選挙管理委員会規程（昭和26年鳥取県選挙管理委員会規則第3号）第5条第2項の規定により告示する。

平成13年4月13日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

退職した委員の住所及び氏名	退 職 し た 年 月 日
鳥取市上町125 細川 哲	平成13年3月27日

公 告

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定により、少年指導委員を次のとおり委嘱した。

平成13年4月13日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 徹

氏 名	住 所	活 動 区 域
平 田 安 光	鳥取市栄町104	鳥取駅周辺地区 (鳥取市のうち、東品治町、今町一丁目、今町二丁目、瓦町、栄町、元町、永楽温泉町、末広温泉町、吉方温泉一丁目、弥生町、扇町及び富安二丁目)
濱 崎 道 弘	鳥取市末広温泉町159	
佐 竹 正 善	鳥取市南吉方二丁目22 - 1	
深 澤 泰 洋	鳥取市末広温泉町570	
坂 本 憲 二	鳥取市弥生町272	
石 井 明	鳥取市瓦町609	
岡 田 信 俊	鳥取市二階町二丁目106	
太 田 宏 司	鳥取市寺町40 - 3	
内 海 隆	倉吉市堺町二丁目934	倉吉市街地区 (倉吉市のうち、明治町、明治町二丁目、大正町一丁目、大正町二丁目、新町一丁目、新町二丁目、研屋町、堺町二丁目及び宮川町一丁目)
横 山 光 高	倉吉市大正町1079 - 20	
市 場 正	倉吉市宮川町159 - 66	
塩 見 章 生	倉吉市天神町233 - 7	上井地区 (倉吉市のうち、上井町一丁目、上井町二丁目、山根及び八屋)
江 角 治 男	倉吉市上井町一丁目 8	
柿 田 弘 治	米子市万能町193	米子駅前地区 (米子市のうち、明治町、末広町、塩町、茶町、東町、万能町及び弥生町)
西 村 正 文	米子市茶町55	
金 田 祐 二	米子市末広町268	

土 井 親 男	米子市東倉吉町42	朝日町地区 (米子市のうち、朝日町、西倉吉町、尾高町、角盤町一丁目、角盤町二丁目及び東倉吉町)
高 田 文 夫	米子市朝日町 1	
田 部 五 十 鈴	米子市朝日町30	
大津賀 常 允	米子市角盤町一丁目 5	
下 村 静 夫	米子市皆生温泉四丁目 9 - 22	皆生地区 (米子市のうち、皆生温泉一丁目、皆生温泉二丁目、皆生温泉三丁目、皆生温泉四丁目、上福原一丁目、上福原二丁目、上福原三丁目、上福原四丁目、上福原五丁目、上福原六丁目、上福原七丁目、皆生一丁目、皆生二丁目、皆生三丁目、皆生四丁目、皆生五丁目、皆生六丁目、新開一丁目、新開二丁目、新開三丁目、皆生新田一丁目、皆生新田二丁目及び皆生新田三丁目)
吉 村 聰 衛	米子市上福原1317 - 5	
竹 本 勲	米子市上福原三丁目 2 - 38	

正 誤

平成13年3月27日付鳥取県告示第196号(字の区域の変更について)中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁	行	誤	正
11	下から10	小原	尾原
"	下から7	小原	尾原
"	下から6	小原	尾原